

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税  
財源の確保を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税  
財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は戦後最大の経済危機に直面  
しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、  
地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっています。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財  
政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不  
足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事  
項について確実に実現されるよう強く要望します。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保  
すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努  
めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に  
発揮できるよう総額を確保すること。
3. 令和 2 年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切っ  
た減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方  
消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国  
税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続  
に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
5. とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影  
響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急  
経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないもので  
あったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの  
措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 18 日

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、  
経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、  
内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長

## 意見書案第7号

### 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書について

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

令和2年9月18日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

### 軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使用される軽油に設けられている免除制度が、平成30年3月末で廃止される予定となっていました。索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、令和3年3月末で適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪期の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当市内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業の経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、  
経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けています。

今後は、感染抑制のための取り組みを継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである食や観光に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠です。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっています。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

よって国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるべく、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。
2. 高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定 2 車線区間における 4 車線化といった機能向上を図ること。
3. 令和 2 年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための 3 カ年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
4. 道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5. 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
6. 泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために必要な予算を別枠で確保すること。
7. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月18日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、  
国土強靱化担当大臣、衆議院議長、参議院議長

種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書について

種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書を次のとおり提出するものとする。

令和 2 年 9 月 1 8 日提出

議会運営委員長 十 河 剛 志

種苗法改正案の慎重な審議を求める要望意見書

主要農作物種子法が 2018 年 4 月に廃止され、国民の主要食糧である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払しょくされない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する「種苗法の一部改正案」が提出されました。

種苗法の改正は、北海道の農業生産にも大きくかかわる案件として捉えており、近年問題となっているわが国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要であります。その一方で、品種開発者の育成者権利を高め、自家増殖を許諾制へと見直すことにより、農業者の権利（自家増殖）が弱められ新たな費用負担が生じるなどの課題が山積しております。また、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念されています。

こうした中で、種苗法改正案は通常国会において十分な審議時間が確保できず、今秋開会予定の臨時国会での継続審議となりました。

このため、種苗法の改正にあたっては、廃止になった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保・安価供給の継続に向けた公的機関における農産物種子の研究・開発の維持と地方財政措置の位置づけを強化することが必要不可欠であります。

また、試験場など公的機関が有する種苗の知見の提供などが、民間企業による独占的な種子開発を招き、利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねません。

よって国においては、種苗法改正案の審議にあたって国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間をかけて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付できるよう、慎重な取り扱いをされるよう下記事項について強く要望いたします。

記

1. 今回の改正案では、すべての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付けできる環境を整えること。
2. 主要農作物種子法において機能していた、都道府県における地域の特色を生かした種子の研究・開発などを、今までどおり国などの公的機関が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。
3. 外資系企業における地域ブランドなど、優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 9 月 18 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長